

【介護保険施行規則改正】

⇒指定申請・届出について、

原則、**国の電子申請・届出システム**を活用して行う

※やむを得ない場合は市の電子申請・郵送・持参での提出可

1. 指定手続き → 国の電子申請

電子申請・届出システム(国)

変更届出

体制届出

更新申請

新規申請

廃止・休止・再開届



【参照】所沢ホームページ「電子申請届出システム(厚生労働省)」の運用開始について」

(URL)<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kenko/kaigohoken/jigyosha/kaigo20231001.html>

2. 指定手続き以外 → 市の電子申請

所沢市電子申請・届出サービス

過誤申立

事故報告

コロナ報告

頻回プラン

外部評価

被災状況報告

福祉用具貸与
確認依頼書

認定結果の
取置依頼

紙おむつ
の申請

⋮

⋮

⋮



【参照】所沢市ホームページ「印刷、やめてみませんか？使ってみよう、電子申請(Web手続き)」

(URL)<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kenko/kaigohoken/jigyosha/kaigodenshi.html>



国の電子申請システムを必ず使わないといけないの？

変更届や体制届、更新申請等の指定申請手続きについては原則、国の電子申請システムを使うよう法改正されました。
やむを得ない場合を除き、国の電子申請システムをご利用ください。



やむを得ない場合とは、どんな場合？

国の電子申請システムのアカウント取得のため手続き中等で当該システムを利用できない場合です。
法改正を鑑み、できる限り早急に当該システムを利用できるよう整備を進めてください。



国の電子申請システムを利用するにはどうすればいいの？

事前にアカウントを取得する必要があります。
詳細はホームページをご確認ください。

